

令和7年度食を通じた温泉街の魅力化事業 業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度食を通じた温泉街の魅力化事業

2. 委託上限金額

4,537,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月16日

4. 業務趣旨及び目的

本市では、自然や歴史等の地域資源が織りなす「癒しの里山」を存分に生かし、多くの来訪者に「癒し」を与え、再訪意欲の創出につながる観光によるまちづくりを目指している。

その中でも菊池温泉街における取組を重点的に推進することとして「菊池温泉街リブランディング基本構想（以下、「基本構想」という。）」を令和6年3月に策定し、菊池温泉街リブランディング実行計画（R7.1策定）に基づき取り組みを進めている。

本事業では、食を通じた温泉街の魅力化で誘客促進と観光産業の収益向上を図るため、菊池市内の飲食店や宿泊施設等の関係者と連携し、基本構想に掲げるターゲット層のニーズを踏まえたご当地グルメを開発する。「菊池といえば和王」と言えるようなブランドイメージの確立と効果的なプロモーションを行い、認知度向上を図る。

5. 事業内容

市と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる協働実施）しても差し支えない。

（1）アドバイザーの派遣

全国のご当地グルメ開発において専門的知識及び実績を有する者の人選を提案し、派遣すること。

（2）くまもと黒毛和牛「和王」を活用したご当地グルメの開発と販売支援

①市内事業者（飲食店や宿泊施設、観光協会等）と意見交換や試作会の場を適宜設けること。

②くまもと黒毛和牛「和王」を使用した新規メニューの開発または既存メニューの磨き上げを行った市内事業者を10者以上とすること。

③市内事業者（飲食店・宿泊施設等）を対象としたご当地グルメ開発と情報発信に係るワークシ

ポップや勉強会等を3回以上開催すること。

④市内事業者が開発または磨き上げを行ったメニューの売上状況の把握と販売促進のための助言を定期的に行うこと。

(3) 菊池市ならではの温泉水や四季折々の特産品を活用したご当地グルメの開発支援
温泉水や四季折々の特産物を活用したメニューを3つ以上開発または磨き上げをすること。

(4) ご当地グルメのプロモーション

①開発したご当地グルメの周知を図るため、媒体（店内ポップやチラシ、グルメマップ等）を作成すること。

※写真撮影に係る費用は事業費に含む。

②SNS（Instagram等）を運営すること。

③メディア向けにプレスリリースを配信し、お披露目会を実施すること。

※会場の使用料は事業費に含む。

（参考：菊池市内某旅館・ホテル 5,500円/1時間程度。厨房を使用する場合は要相談。）

④SNS・web 広告・マスメディア等を活用したプロモーションを実施し、効果測定及び各種調査を行う。測定・調査結果については次年度以降の取り組みに向けた有用な分析を行い、関係者にフィードバックすること。

(5) 菊池温泉版泊食分離の検討

令和6年度の事業実績を分析し、菊池温泉版の仕組みや運営体制、システム等の方針策定について提案・助言をすること。

(6) 市内飲食店・スナックのプロモーションの検討

菊池温泉街リブランディング事業プロジェクトチームと連携し、今後の市内飲食店・スナックのプロモーションについて、先進地事例の紹介や方針策定の提案・助言をすること。

(7) 管理費

営業管理費またはこれに相当する経費は、事業費の10%を上限とする。

6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

(1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂

行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

(3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、菊池市の承諾を受けたいうで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) その他菊池市が指示する書類

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池市に報告しなければならない。

9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

12. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受け

るものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は菊池市の指示に従い業務を遂行しなければならない。

14. 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

15. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託完了報告書（印刷物及び電子データ） 2部
- ・その他関係資料一式

16. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

17. その他

（1）市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

（2）受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- ① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。